

地方分権の推進による都市自治の確立 に関する重点要望

真の地方分権を実現し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を形成することが重要な課題となっている。

また、我が国の内政を取り巻く環境が大きく変貌する中、国と地方の役割分担を明確にし、地方の自己決定の範囲を拡大するなど、地方分権型の新しい行政システムを構築し、自主・自立の地域社会を実現していくことが求められている。

とりわけ、都市自治体は、住民に最も身近な基礎自治体として、「補完性の原理」の考え方に基づき、地域における包括的な役割を果たすことがこれまで以上に期待されており、自立性の高い行政主体となるためには、十分な権限と税財政基盤の確立が必要である。

よって、国は、地方分権の推進に当たり、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方分権の推進について

- (1) 地方の歳入・歳出両面での自由度を高め、権限と責任を大幅に拡充するため、地方分権の理念に沿って真の三位一体改革を推進し、残された地方分権改革の最大の課題である国から地方への税源移譲等を基軸とした都市税財政基盤の確立を図るこ

と。

また、国庫補助金の廃止に際しては、同時に、法令等による事務の義務付けの廃止や基準の弾力化など、国の関与を廃止・縮小すること。

(2) 都市自治体が、自立性の高い行政主体として、地域の特性を生かした個性豊かな地域社会を形成し、少なくとも、福祉や教育、まちづくりなど住民に身近な事務を総合的に処理することができるよう、人口規模等に応じて、事務・事業の更なる移譲を推進するとともに、さまざまな国の関与の廃止、縮減を一層進めること。

(3) 特例市は中核市と同様に、中核市は政令指定都市と同様に、政令指定都市は都道府県と同様になるよう事務・事業の移譲を図ること。

また、中核市、特例市の指定要件を緩和すること。

2. 市町村合併に関する支援等の充実について

(1) 市町村合併の積極的な取り組みが全国的に進められているが、自主的合併が円滑に進展するよう、的確な情報の提供や相談、助言を充実するとともに、合併市町村の計画的な振興、整備を促進するため、合併特例債について地域の実態に応じた幅広い活用ができるようにするなど、適切な行財政措置を講じること。

(2) 市町村合併に伴う電算処理システム等の統合及び整備等に

要する経費について、明確な財政措置等を講じること。

以上要望する。

電子自治体の構築に関する重点要望

国は、世界最先端のIT国家になるという目標を掲げ、昨年、「e-Japan戦略」を策定し、ITの利活用に関する取り組みを推進してきたところである。また、先のIT戦略本部において決定した「e-Japan重点計画 2004」に基づき、必要な施策を戦略的、重点的かつ迅速に推進していくこととしている。

一方、都市自治体においても、この国の取り組みと歩調を合わせ積極的に取り組んでいるところであるが、電子自治体の円滑な推進には多岐にわたる課題を解決していく必要がある。

よって、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 電子自治体の推進について

- (1) 電子自治体の実現に向けた基盤整備やシステム構築及びその運用等について、適切な財政措置を講じるとともに、技術的支援を強化すること。

また、電子自治体の構築を推進するため、地方公共団体の業務の標準化、システムの共同開発や共同アウトソーシングなどの取組みについても、技術支援の拡充・強化を図るとともに、適切な財政措置を講じること。

(2) 地域間及び住民間に生じる様々な情報格差を是正するため、民間事業者も含めた情報通信基盤の整備、技術支援、人材育成等について必要な措置を講じること。特に、高齢者や障害者が利用しやすい機器の開発や導入の促進等、誰もがITの利便性を享受できる情報通信環境を整備すること。

2. 住民基本台帳ネットワークシステムの円滑な運営等について

(1) 住民基本台帳ネットワークシステムについては、今後の運用管理に係る経費等について、明確な財政措置を講じるとともに、不交付団体も含めた財政措置の充実を図ること。

(2) 地方公共団体に対して正確で迅速な情報提供を行うとともに、国民の十分な理解が得られるよう、システムの仕組みや制度について、さらなる広報活動を実施すること。

以上要望する。

住民基本台帳の閲覧制限に関する重点要望

住民基本台帳制度は、昭和 42 年制定以来、住民の利便の増進、国及び地方公共団体の行政の合理化を目的とし、居住関係を公証する唯一の公簿として、広く活用されてきたところである。

一方、近年の高度情報ネットワーク社会の急速な進展により、住民のプライバシーに対する関心が急激に高まってきており、同制度における個人情報保護施策のさらなる充実を図ることが急務となってきている。

よって、国は、次の事項について適切な対応を図られたい。

- 1．個人情報保護の観点から、住民基本台帳の一部の写しの大量閲覧等について請求者の範囲の制限などを含め、適切な措置を講じること。
- 2．住民票の写し等の請求事由等を明らかにすることを要しない場合を制限することについて検討するとともに、本人による住民票の写し等の請求書の開示請求についても併せて検討すること。

以上要望する。

防災・災害対策の充実強化等に関する重点要望

都市自治体は、阪神・淡路大震災を教訓として、今後予測される東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震など大規模地震に即応できる震災対策とともに、各種の災害に対応する総合的な防災対策等を確立していくことが強く望まれている。

よって、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1．平成16年度までとなっている「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」及び「地震防災対策特別措置法」において平成17年度までとなっている補助の特例等に関する規定を延長すること。
- 2．消防・防災施設整備及び設備整備は、地域住民の生命、身体、財産を守る上で不可欠なものであるため、ヘリポート整備、消防車両の更新及びデジタル防災行政無線等防災資機材の備蓄整備等について財政措置の充実強化を図ること。
- 3．避難施設、防災拠点施設、避難路等の耐震化対策等について
 - (1) 災害時に避難施設となる公共施設、防災拠点施設等に対する耐震診断、補強費用等について、十分な財政措置を講じること。
 - (2) 地震災害における予防対策の推進を図る観点から、住宅家屋の

耐震診断や耐震改修に対する財政措置の充実を図ること。

(3) 震災時の延焼防止や地域の防災活動拠点として重要な役割を果たす防災広場等の用地取得費に対する財政措置を講じること。

4. 災害時における地域住民の安全確保を図るため、防災訓練の実施、自主防災組織の育成等に対する財政措置の充実を図ること。

以上要望する。

国民保護法制の整備に関する重点要望

都市自治体は、住民に最も身近な自治体として、平時においても、住民の安全、安心を守るため、最大限の取組みを行っているところである。

武力攻撃事態等に際しての「国民の保護のための法制」に基づく都市自治体の役割については、いかに住民の安全を確保していくかを最優先の課題として捉え、今後、「保護に関する計画の策定」、「避難に関する措置」、「救援に関する措置」等に関し、住民の理解と協力を得つつ、具体の対応を検討していく必要がある。

よって、国は、国民の保護のための法制のより実効性を高めるため、次の事項について、積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1．国は、「国民の保護に関する基本指針」を早期に定めるとともに、地方公共団体が全国的に整合性のとれた「国民の保護に関する計画」を速やかに作成できるよう、具体的な策定基準を提示すること。また、「基本指針」等の作成に当たっては、地方公共団体の意見を十分に反映させること。
- 2．地方公共団体が実施する国民の保護のための措置に係る費用については、原則として、国の負担とされているが、地方公共団体の負担とされる人件費や管理及び行政事務の執行に要する費用等に

ついても、国の責任において必要な財政措置を講じること。

また、平時から必要となる 国民保護計画の策定 資機材の整備 訓練の実施等に要する経費についても、原則、国の負担とすること。

さらに、応急の復旧についても、国の負担とすること。

- 3 . 武力攻撃事態等時においては、関係情報等が集中する国が中心となって対処措置が行われる必要があることから、国が迅速に関係機関等へ指示等を行うとともに、関係市町村長への的確な情報提供を行うこと。

以上要望する。

税源移譲を基軸とした三位一体改革の推進等に関する重点要望

税源移譲を基軸とした三位一体の改革の推進等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられること。

1. 税源移譲を基軸とした三位一体改革の推進について

- (1) 都市自治体の行財政運営に大きな混乱を招かないためにも、三位一体改革の全体像及び年度別内容・規模などの工程表を早急に提示し、地方六団体と協議すること。
- (2) 国庫補助負担金の改革については、地方としての統一した具体案を取りまとめるので、国はこれを十分尊重し、地方への負担転嫁を行うことなく確実に税源移譲に結び付けること。
- (3) 地方公共団体の予算編成に支障がないよう、地方財政の見通しを早期に明らかにし、地方公共団体に的確な情報提供を行うこと。
- (4) 地方財政対策、地方財政計画の作成に当たっては、地方公共団体の意見を反映させるため国は地方六団体と協議すること。
- (5) 国から地方への税源移譲は、地方の歳出規模と地方税収入の乖離を縮小するという観点に立ち、基幹税による本格的な税源移譲を実施し、税収が安定的で、かつ、税源の偏在性が少ない地方税体系を構築することが必要である。そのため、所得譲与税のよう

な暫定的な措置ではなく、当面、国税対地方税の割合 1 対 1 の実現を目指し、平成 17 年度においては、所得税から個人住民税への税源移譲(個人住民税の 10%の比例税率化)、現行 1%の地方消費税の引上げによる税源移譲を先行決定し、直ちに実現すること。

- (6) 地方交付税については、財源調整・財源保障の両機能を堅持するとともに、投資から経常への需要構造の変化を的確に地方財政計画に反映させ、地方の実態を踏まえ、都市自治体の財政運営に支障が生じないように、交付税率の引上げを含め、安定的財政運営に必要な一般財源の総額を確実に確保すること。

その際、都市自治体においては、税源の偏在により、税源移譲額が国庫補助負担金の廃止等に伴い財源措置すべき額に満たない場合があることから、実態を踏まえつつ、地方交付税の算定等を通じて適切に対応すること。

- (7) 国庫補助負担金については、国による統一的な措置が必要なものの等、一部を除き原則廃止すること。その際、同時に基幹税による税源移譲を確実に行うとともに、国の法令等による基準を弾力化するなど国の関与を廃止・縮小し、都市自治体の自由度の拡大が図られるようにすること。

その際、臨時的かつ巨額の財政負担となる事業については、各都市の財政規模も考慮しつつ、事業執行に支障が生じないように、平準的な財政運営が可能となるような財政措置を講じること。

(8) 平成 16 年度予算において、公共事業関係の国庫補助負担金や奨励的補助金等の削減については、国が一方的に事業量の減によるものであるなどとして、その全額が税源移譲の対象とされなかったが、引き続き地方が実施しなければならない事業もあり、こうした措置は、実質上国の財政再建のための地方への負担転嫁であることから、確実に税源移譲すること。

また、生活保護費負担金などの補助率の引下げや補助対象の縮減など、一方的な地方への負担転嫁はあってはならないこと。

2 . 良質な地方債資金の安定的確保と弾力的運用について

(1) 生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保を図ること。

(2) 政府系資金の繰上償還については、これまでも一部措置されているが、その見直しを含めた弾力的措置を講ずるなどにより、公債費負担を軽減し、財政の健全化の確保を図ること。

以上要望する。

介護保険制度に関する重点要望

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化すること。
- 2．国が実施している低所得者対策は、保険料及び利用料の軽減策が十分でないことから、国の制度として、財政措置を含めて総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。
- 3．高齢者ができるだけ要介護状態にならないようにするために必要な介護予防・地域支え合い事業や生きがい活動に係る諸施策の充実を図るとともに、介護予防拠点の整備に対する必要な財政措置を講じること。
- 4．保険料納付の利便性、徴収事務の効率化及び収納率の向上を図るため、全ての年金を特別徴収の対象とすること。
- 5．現行の第1号保険料の区分については、第2段階の対象者における収入の格差が大きく、所得の低い者にとって負担が大きいため、住民の所得状況に応じた多段階制の採用等、よりきめ細かい保険料段階区分を設定すること。
- 6．障害者施策との統合及び被保険者の年齢の範囲の拡大については、

慎重に検討すること。

- 7．有料老人ホーム等の特定施設やグループホームの入所者に対して
住所地特例を適用すること。
- 8．介護保険部会の委員は 20 名であるが、このうち、都市自治体の代表者が 1 名のみであるので、その定数を広げること。

以上要望する。

国民健康保険制度等に関する重点要望

国民健康保険制度の現状に鑑み、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．国を保険者とし、すべての国民を対象とする医療保険制度への一本化を図ること。
- 2．当面の措置として、国保の財政基盤の強化を図るため、国の責任において国保関係予算の所要額を確保すること。
- 3．医療保険部会の委員は 19 名であるが、このうち、都市自治体の代表者が 1 名のみであるので、その定数を広げること。

以上要望する。

福祉施策等に関する重点要望

福祉施策等の充実を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．生活保護費及び児童扶養手当給付費については、国の責任を後退させることなく、現行の国庫負担率を維持すること。
- 2．身体及び知的障害者施策の更なる充実を図るため、支援費制度について十分な財政措置を講じること。
- 3．障害者施策と介護保険制度との統合については、慎重を期すること。
- 4．幼稚園・保育所の制度の一元化に向けた具体案の検討にあたっては、地域のニーズに応じた弾力的な対応が可能となるよう、各種基準について、地方公共団体の自由度を拡大すること。
- 5．地域雇用対策の充実強化を図るため、十分な財政措置を講じること。

以上要望する。

廃棄物対策に関する重点要望

廃棄物対策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．廃棄物処理施設等について

- (1) 廃棄物処理施設整備について財政措置の拡充を図ること。
- (2) 廃棄物焼却施設の解体撤去工事費については、跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合も含め、更なる財政措置を講じること。

2．容器包装リサイクル法について

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制及び不法投棄防止対策の一環として、リターナブル容器の普及拡大を図るとともに、デポジット制を導入すること。
- (2) 拡大生産者責任の観点から、製造事業者等に回収を義務付けるなど、市町村と事業者の費用負担及び役割分担について、適切な見直しを行うこと。

3．家電4品目等のリサイクル費用については、製品販売時における徴収とするとともに、同費用の管理システムを確立すること。

以上要望する。

文教施策等に関する重点要望

文教施策等の充実を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．教職員配置の充実について

(1) 第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に完全実施するとともに、教職員配置の更なる充実を図ること。

(2) 地域に応じた少人数教育の取組みに必要な教職員配置について、十分な財政措置を講じること。

2．幼稚園・保育所の制度の一元化に向けた具体案の検討にあたっては、地域のニーズに応じた弾力的な対応が可能となるよう、各種基準について、地方公共団体の自由度を拡大すること。

以上要望する。

まちづくり及び道路整備に関する重点要望

まちづくりの推進及び道路整備の促進等のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．都市自治体が、自主的・主体的な都市づくりを進めることができるよう、用途地域等に関する都市計画決定等、土地利用の調整や規制に関する基準について都市自治体が自ら決定することとするなど、都市計画法及び建築基準法の見直しを行うこと。

また、都市自治体が、条例により地域の実態を踏まえた都市づくりを進めやすくするため、関係法令において条例で定めることができる範囲を大幅に拡大するなどの措置を講じること。

- 2．道路特定財源については、これを堅持し、地方への配分の増額を図ること。

さらに、地方の道路整備が遅れているため、地域の実情に応じた財政措置を講じること。

- 3．円滑な交通体系の確立を図るため、高規格幹線道路、地域高規格道路、一般国道等の整備に当たっては、採算性のみでなく地域の実情等を十分勘案するとともに、必要な財政措置を講じ、早期に着工、完成させること。

以上要望する。

食料・農業・農村基本計画の見直しに関する重点要望

食料の安定供給と食料産業の持続的発展を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．食料・農業・農村基本計画の見直しに当たっては、食の安全・安心の確保と安定供給を基本として、主要先進国並みの食料自給率を盛り込み、食料産業の持続的発展、農村振興を図るための具体的な施策を構築すること。
- 2．地域の実情に合った農業経営体の育成を基本としつつ、国土保全等、農業の果たす多面的機能に着目した農業構造改革を推進するため、多様な経営体が共存できる直接支払制度を創設すること。

その際、直接支払制度の対象については、認定農業者や農業生産法人に限定することなく、経営を一元化した集落営農組織、法人化を目指す集落営農組織も含めるとともに、土地利用型農業に限定することなく、施設型農業も含めること。

以上要望する。

生活交通維持対策に関する重点要望

生活交通を確保し、地域交通ネットワークを維持する地方バス路線及び地方鉄道路線について、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．地方バス路線について

- (1) 地域住民の生活に密着した地方バス路線の維持を図るため、地方バス路線維持費について、地域の実態にあった財政措置を講じること。
- (2) 地方自治体等が生活交通確保のため運行している必要不可欠なバス路線については、更なる財政措置を講じること。

2．地方鉄道について

- (1) 地域交通ネットワークに不可欠な地方鉄道の経営安定化を図るため、抜本的な政策の見直しを図ること。
- (2) 地方自治体が地方鉄道事業者に対し経営安定化のため行っている各種施策について、所要の財政措置を講じること。
- (3) 地方鉄道存廃の是非について、適正な情報公開のもと関係の地方自治体及び地域住民等が十分協議できるよう必要な措置を講じること。

以上要望する。